

○深谷秀峰議長 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。5番木村郁郎議員の発言を許します。木村郁郎議員。

〔5番 木村郁郎議員 登壇〕

○5番（木村郁郎議員） おはようございます。5番木村郁郎でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問を始めさせていただきます。

今回は、福祉政策の中から障害者福祉の充実についてお伺いいたします。

近年、少子・高齢化の進展の社会の変化に伴い、障害者を取り巻く状況も大きく変化をしております。国では平成18年度から「障害者自立支援法」が制定され、障害者施策の転換が図られました。その後、障害者を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、難病を対象とするなどの改正を行い、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図るため、平成25年4月に「障害者総合支援法」と法律名も変更され施行されました。当市におかれましても地域の実情に応じて取り組むべき障害者福祉の基本的な考え方や目指すべき取り組みを総合的・体系的に整理し、障害者福祉の各種施策に取り組まれていることと存じます。

今般お伺いする質問内容については、障害のある方のご家族及び障害者福祉施設事業者の方からいただいたご意見を参考にしながら、当市の障害者福祉をさらに充実したものとするために、もっと深く考えていかなければならないのではないかと考える4項目について順次お伺いしてまいります。

1点目は、相談支援体制の充実についてでございます。障害のある方が日常生活で困ったときに相談する相手は、家族、親族が最も多いと思われませんが、それでも解決できない場合には、行政等の相談窓口にご相談することになります。行政の相談窓口においては、障害者の方やそのご家族が気軽に相談できて、相談者の心の支えとなってほしいと願っておりますが、現在の相談支援体制についてお伺いいたします。

2点目は、災害時に事おける避難支援体制についてお伺いいたします。平常時の備えについては、障害者の方の情報に基づき、災害時要援護者名簿を整備し、誰が誰を助けるのかを事前に決め、訓練をされていることとは存じますが、3年9カ月前に発生した東日本大震災のときの避難においては、避難しなかった方の中には、一人で避難できなかった方や避難所が分からなかった方も相当数いらっしゃったと聞いております。東日本大震災の経験から災害有事の際にはどのような支援体制が必要なのか、体制整備の状況についてお伺いいたします。

3点目は、居住系サービスであるケアホーム、グループホームの整備についてお伺いいたします。障害のある方が住みなれた地域で自立的な共同生活や適切な介護を継続的に受けることができるグループホーム、ケアホームは、今後家族から自立して生活することを希望する方や現在施設に入所している方でも障害程度区分の変更により退所となる方も見込まれており、整備が必要となりますが、市内の各施設の整備状況についてお伺いいたします。

4点目は、県立常陸太田特別支援学校が市内に開校となることを契機として、当市の障害者福祉をさらに充実させることについてお伺いいたします。平成24年3月に閉校となった市立瑞竜小学校の跡地と校舎を活用し、来年4月には小学部が先に開校し、再来年4月には中学部、高等

部が開校いたします。知的障害者教育支援学校として、小中高合わせて180名程度の児童生徒が通学することになり、現在、地域に育てられ地域を育てる学校にするための開校準備が進められているところでございます。

そこでお伺いいたします。地域に根差した学校となることを目標とする県立常陸太田特別支援学校が来春開校するに当たって、当市の障害者福祉や教育の分野でお役に立てる、担える役割としてどのようなことができるのかについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 福祉施策についての障害福祉の充実についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の相談支援体制についてのご質問ですが、現在市の担当窓口は社会福祉課の障害福祉係になりますけれども、そちらで受け付けをしております相談の状況を申し上げますと、身体障害者や精神障害者保健福祉手帳の取得に係る相談、障害福祉サービスの利用についての相談、その他就労、困りごと、悩みごとなどについての相談でございまして、障害者ご本人はもとより、ご家族、サービスを提供する事業所といったさまざまな方々の相談に対応いたしてございます。

窓口、電話等を含めまして、多い日で20件以上の相談に対応しておりますが、市の窓口以外にも市内には一般相談支援事業所が1カ所、特定相談支援事業所が5カ所開設されており、市の窓口と同様にさまざまな相談ができる体制が整っておりますことから、平成24年6月に設置をいたしました障害者自立支援協議会の相談等支援部会などでも一定の評価をいただいておりますので、当面は現状の相談支援体制で十分対応ができると考えております。

しかしながら、難病患者等の対象が拡大されたことなどによる障害福祉サービス利用者数の増加や発達障害児等の支援の必要性が今後見込まれることから、相談支援体制のあり方等につきましては、市の窓口体制も含めまして今後も研究・検討を続けてまいります。

続きまして、2点目の災害時における避難支援体制についてのご質問にお答えをいたします。

災害時等におきまして、避難の際に周囲による配慮が必要な、いわゆる要配慮者のうち、在宅生活者であって単身、または同居の家族による支援のみでは避難することが困難な障害者等の要援護者の避難支援体制につきましては、避難の際に配慮すべき事項や自主防災会において選出された避難支援者等を定めた個別計画を作成の上、避難支援等関係者が当該情報を共有し、連携協力して安否確認、あるいは避難支援に当たることとなっております。

この個別計画の作成につきましては、原則として要援護者ご本人の同意を得ることが必要でございまして、市といたしましては、直接郵送による方法、あるいは市役所窓口での各種手続にいらっしゃった際に取り組み内容などをご案内申し上げる方法等により、要支援者登録申請の働きかけを行っているところでございます。

なお、市におきましては、「災害対策基本法」及び市地域防災計画の定めるところにより、市福祉担当部署の関係資料をもとに、要援護者の対象者となり得る方全員を抽出いたしまして、既

に名簿化しているところでございますが、この名簿につきましては、要援護者本人の同意を得ることなく、また、要援護者の生命または身体を災害から保護するため必要な場合以外には、外部に情報を提供することが許されておりません。しかしながら、できるだけ早期に全ての要援護者について個別計画を作成する必要があるため、今後は各地域の避難支援等関係者にもご協力をいただきまして、要援護者の情報の集約や同意の取り付けを進めてまいりたいと考えております。

なお、既に作成された個別計画につきましては、要援護者本人はもとより自主防災会及び町会、民生委員、児童委員、市消防本部、さらには消防団、市社会福祉協議会等の避難支援等関係者に対しまして、防災対策の基礎資料として平成25年度中に配布いたしております。

続きまして、3点目の居住系サービスの整備についてのご質問にお答えをいたします。

市内には、知的障害者を対象とした入所施設を備えた事業所が2カ所ございまして、そのうち1事業者が共同生活援助、いわゆるグループホームを提供しており、短期入所——ショートステイについては、両事業所とも利用が可能となっております。定員につきましては、共同生活援助——グループホームにおいては14名、短期入所——ショートステイにおきましては6名となっております。

グループホームにつきましては、現在満床状態でございますが、その事業所では新たにもう一棟建設を進めておりまして、完成いたしますと定員が21名となりますので、家族から自立して生活することを希望する方や障害支援区分の変更により施設を退所する方の利用の拡大が図られるものと考えております。

なお、身体障害者を対象とした入所施設を備えた事業所は、市内にはございません。

続きまして、4点目の特別支援学校の開校を契機として、障害者福祉をさらに充実させることについてのご質問にお答えをいたします。

茨城県立常陸太田特別支援学校が開校いたしますと、特別支援学校ではセンター的機能を発揮し、その地域の幼稚園、小中学校等の要請に応じて巡回相談を行うほか、福祉、医療、労働などの関係機関との連絡調整や校内研修の講師、ケース会議におけるアドバイザーとしての協力など、教育上特別の支援を必要とする子どもたち一人ひとりの実情に応じた教育を進めていく上で大きな効果が期待できる支援等を行っていただけると伺っております。

これらに伴い、本市が障害福祉をさらに充実させていくことが可能となりますので、特別支援学校とさまざまな情報の共有を図りながら、子どもたちの生活状況を勘案した障害福祉サービスの利用推進、発達障害児相談支援に係る情報提供、卒業後における進路などを話し合う福祉相談会の充実など、就学前から卒業後の社会参加に至るまで、切れ目のないサービス利用や相談支援等が提供できるよう、市内部はもとより市及び特別支援学校が一体となった支援体制づくりを進めてまいります。

○深谷秀峰議長 木村議員。

〔5番 木村郁郎議員 質問者席へ〕

○5番（木村郁郎議員） 4項目についてご答弁をいただきましてありがとうございました。こ

ここからは1項目ずつ、再度お伺いしてまいります。

1点目の相談支援体制についてです。質問の前段でも、今般の質問前に、障害のある方のご家族の方、障害者福祉事業者の方からお話を伺ったとお話しいたしましたが、ただいまの答弁と照らし合わせて少し気になった点がありますので、確認をさせていただきたいと思います。

まず、相談者の方は、担当窓口の方には全体的、全般的には感謝されておりました。しかし担当者の方は、先ほどのご答弁にもありましたように、さまざまな事務処理を多く抱えており、多くの方からの相談もあって、その方の相談内容に対して継続的にフォローしていくことについては、「現在は難しいんです」ということを言われたそうであります。

知的障害を持った方の質問などは、一度質問してお答えをいただいてということで、いわゆるフォローの部分が相当に必要なそうでありまして、本件の場合であれば、本来ならば相談者の方の不安が解消されるまで相談に乗ってあげることができればよかったのではないかなと私は思っております。

相談者からこのような内容のご意見、声は、担当の課、係にも届いているとは思いますが、障害者の方の自立に向けた総合的支援を行うため、相談支援体制のあり方について、現在どのような研究・検討がなされているのか。先ほど答弁の最後にも「現在、研究・検討を進めてまいります」とありましたけれども、再度そちらの点について詳細にお答えをお願いいたします。

**○深谷秀峰議長** 答弁を求めます。保健福祉部長。

**○西野千里保健福祉部長** ただいまのご質問にお答えをいたします。

ただいまご発言があったような具体的な事案等の把握はいたしてございませんけれども、窓口対応の中で、市民の皆様とのやりとりの中でそういう不快な思いがあったということであれば、大変申しわけない対応であったと思っております。

なお、この障害福祉制度につきましては、先ほど議員さんのご発言にございましたように、「障害者自立支援法」から「総合支援法」へということで、平成25年に法律の名称の改正とあわせて制度の内容の見直しがされてございまして、現在段階的に、いわゆる制度の内容が見直されたり、あるいは事務手続等が変更されてきてございます。

具体的には、障害者の皆様へのサービスというのは、一定期間の認可行為で継続している方の手続等が時期的に錯綜する場合などもございまして、そういった時期に相談のお客様が重なってしまうということですのでそういう事例があったのかなという感じはいたしてございますが、現在窓口等での平常業務の中では、そういった混乱は発生していなと理解をいたしてございます。

しかしながら、先ほどご答弁させていただきましたように、まだまだ制度の見直し移行中ですので、十分な対応がとれるような体制づくりにつきましては、研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

**○深谷秀峰議長** 木村議員。

**○5番（木村郁郎議員）** ありがとうございます。相談者の方は、確かに今ご答弁にもあったように、本当に職員の担当の方が仕事、いわゆるデスクワークの分と相談等への対応というところで大変な状況であったということは本人もおっしゃっていたので、ただ私たちの立場としては、

相談者の立場に立った行政対応をしていただければと思いますので、今お話があったとおり、今後継続的に行っていただければと思います。

この点については以上で終わります。

それでは2点目に移ります。2点目の災害時における避難支援体制については、災害に備え、事前に個別計画を作成し、連携協力して避難支援に当たる体制がとられていることを理解しました。

その上で1点、避難所での障害のある方への配慮についてお伺いしたいと思います。災害が起きて障害者の方、特に身体に障害のある方が避難所に避難した場合のスペースの確保についてはどういうふうに行われているのか、その辺のところを詳細にお聞かせいただければと思います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ご答弁申し上げます。

災害時における対応につきましては、市の地域防災計画の中に、避難所における支援対策ということで考え方をまとめてございます。少し読み上げさせていただきますと、「避難所においては、要支援者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設すること。さらにまた、体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合には、畳、マットを敷く、あるいはプライバシー確保のための間仕切り用のパーテーションを設ける、あるいは冷暖房機器等の増設などの環境整備を行うこととしてございます。具体的にはこのような考え方に基づいて対応してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番（木村郁郎議員） ありがとうございます。ただいまスロープであるとかトイレであるとか、畳の設置ということで、設備の部分でのご答弁だったかと思うんですけども、位置的などうか、面積的などうか、そういったことについてのルールというか決まりというのはあるんでしょうか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 防災計画上はそこまでの明示はいたしてございませんけれども、当然必要スペースについては調査研究の上、確保してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番（木村郁郎議員） なかなか災害時、避難所そのものも全体のスペースにも限りがあるので、一般の多くの方が避難されている中で、私も「スペース」という言葉を使いましたけれども、スペースの確保という点ではなかなか難しい面もあろうかと思いますが、身体障害のある方の状況も十分考慮していただいて、そのときに対応していただければと思っております。2点目について、ありがとうございました。

3点目の居住系サービスの整備については、ご答弁の最後に「身体障害者を対象とした入所施設を備えた事業所は市内にはない」ということでございましたけれども、入所を希望される方は、今現在は皆さん市外の施設に入居されているということでよろしいでしょうか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 そのようなことでご理解をいただければと存じます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番(木村郁郎議員) それでは、日中活動系サービスということになるかと思えますけれども、身体障害者の方のショートステイ——短期入所のできる施設というのは市内にはありますか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ご答弁申し上げます。

身体障害者の方の受け入れ施設、短期入所の施設でございますけれども、市内には2施設ございます。具体的に申し上げますと、「ピュア里川」「ひまわり」の2事業所が受け入れ可能となっております。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番(木村郁郎議員) ありがとうございます。今現在、2施設に関しては身体障害者の方のショートステイが可能ということでございましたけれども、ちょっと気になるのは、トイレとお風呂という部分で、事業者の方——経営されている方が何かあったら大変だということで非常に不安を感じているようでございます。そういったことに対して市としてはどのようなお考えがあるのか、追加の質問になってしまいますけれども、お願いいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ご答弁申し上げます。

担当窓口のほうでそのような状況については、現段階では把握をいたしてございませんが、事業所等からその辺の事情については改めてお伺いし、必要な対応を考えてまいりたいと存じます。

以上です。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番(木村郁郎議員) どうもありがとうございました。実はこれ、今の話は事業者の方からお聞きしている話なので、再度確認をしていただいて、よいふうに変更していただければと思います。3点目はこれで終わります。

最後に、特別支援学校の開校を契機として障害者福祉をさらに充実させることについて、ご答弁いただきました内容については理解をいたしました。

再質問では、特別支援学校に通う児童生徒と家族の負担を軽減するため、市として何ができるのか、お役に立てることはないかという観点から、2点についてお伺いしたいと思います。

1点目としては、特別支援学校への通学手段についてお伺いいたします。常陸太田特別支援学校への児童生徒の通学手段としては、小中学部はスクールバスを利用することになりますが、高等部は卒業後の訓練の意味を込めて自立通学となっているため、路線バスによる通学となるはずですが、現在は通学のために利用できる路線がありません。開校準備の中で現在検討されていると伺っておりますが、市内公共交通の効果的な運行方法の見直しやアクセスを改善するための協議の中で、特別支援学校へ通学する生徒の利便に資する運行路線を検討していただき、交通機関へ働きかけていただくことはできないでしょうか。お願いします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

路線バスの運行につきましては、直接的にかかわりはもってございませんけれども、情報によりますと、路線バス運行事業者自体が今回の特別支援学校が開設されることに伴い、路線バスの必要性等について認識いたしているということで、既に特別支援学校の関係者と事業者の間で路線バスの運行についての検討に入っているというお話を伺ってございます。市といたしましても公共交通を全体的にどう整備していくのかという視点から、積極的にこういった協議にかかわって対応ができるよう働きかけを行ってまいりたいと存じます。

以上です。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番（木村郁郎議員） ありがとうございます。私の情報も2週間ほど前の情報だったものですから、新たな情報を提供いただきましてありがとうございます。

それでは、次にもう一点のほうをお伺いいたします。

市民バス利用時における身体障害者手帳の提示にかわる乗車パスの発行についてお伺いしたいと思います。この件については、私の属する会派——未来創政クラブにおいて検討をお願いいたしました。先日いただきましたご回答では、市民バス利用時には他の公共交通機関と同様に、身体障害者手帳等を提示した際に運賃が減免されております。今後利用者の負担のかからない利用方法について検討してまいりますということでございました。

私たちの会派で、身体障害者手帳にかわる乗車パスの発行を要望したその根底の部分、知的障害者の方の場合、ご家族の方を含めて皆さん注意はされているかと思うですけれども、やはり紛失してしまうことが多いので、私たちとしては一段深い部分での配慮をお願いできればということでした。

また、身体障害者手帳の再発行には時間がかかり、その間、ご本人及びご家族には多くの負担がかかってしまいます。このような障害の特性に配慮し、障害者が安心して生活できて家族の負担軽減を図るため、前向きに検討を進めていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

市民バスを障害者の皆様、あるいは障害者ご同伴でご利用する場合には、基本的に要項上は障害者手帳を提示することになってございますけれども、市民バスということでの運行でございますので、当然手帳をお忘れになったりとか、ご持参されていないというケースもございまして、現実的には手帳を持っているけれども、今日は持参してございませんということで運転手に申し入れいただきますと、料金をいただかないで利用いただくという対応をとらせていただいているところでございます。しかしながら安心してご利用いただくために、議員ご発言のような乗車パスの発行等につきましても前向きに検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番（木村郁郎議員） ありがとうございます。本日は障害者福祉の充実ということで、最初の質問では大きく質問を申し上げ、2回目再度質問では、詳細について私が気になった点について質問をさせていただきました。よい答弁をいただきましてありがとうございます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。